

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）に基づき、人事院規則一六―〇（職員  
員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年九月十五日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一六―〇―七一

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線  
を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第二条関係） 一〇七（略） 八 相当の期間にわたって継続的に行う長時間	別表第一（第二条関係） 一〇七（略） 八 相当の期間にわたって継続的に行う長時間

の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

九・十（略）

の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゆう破裂（解離性大動脈りゆうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

九・十（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。